

金沢美術工芸大学教員の国内研修に関する要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 7 号

(目的)

第 1 条 教員の国内研修は、教員を大学その他の教育研究機関等に派遣し、特別の題目につき研究させ教授力向上の機会を与え、教育の振興を図ることを目的とする。

(選考)

第 2 条 国内研修は、本人の希望により、次の条件を満たす者のうちから学長が選考する。

- (1) 教育の実践を推進するための適切な題目について研究しようとする者
- (2) 教育及び研究の実績のある者
- (3) 原則として准教授、講師、助教及び助手の職にある者

(研修期間)

第 3 条 国内研修の期間は、原則として 6 月とする。

(研修委託料)

第 4 条 国内研修に対しては、予算の範囲内において、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員等旅費規程（規程第 24 号）による旅費相当額及び受入機関での必要経費を国内研修委託料として支給する。

(学長への届出)

第 5 条 国内研修期間中に病気その他の事由によって当該研修ができなくなった場合は、学長に届け出て指示を受けるものとする。

(研修成果報告書の提出)

第 6 条 国内研修が終了したときは、すみやかに研修成果報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。